

香取市における液状化対策事業について

香取市では東日本大震災での液状化現象により被害を受けた地域において、再度災害による液状化被害を軽減するため、道路などの公共施設と隣接宅地の一体的な液状化対策を検討しています。

これは、液状化現象が発生した市町村が国に要望して、国の東日本大震災復興交付金の事業として制度化されたもので、市ではこの制度を活用して検討を進めていきます。

皆様のご協力をお願いいたします。



◆国の復興交付金の対象となる液状化対策事業の概要とは？

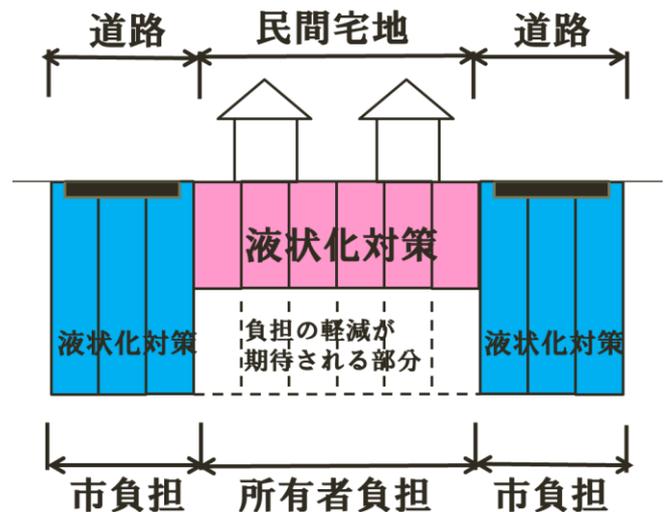
○事業要件（復興交付金対象）

- ①東日本大震災で液状化被害を受けた地域内で行う液状化対策が対象。
- ②事業計画区域内の面積が 3,000 m² 以上かつ区域内の家屋が 10 戸以上。
- ③事業計画区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者のそれぞれ3分の2以上が事業に同意していること。(全ての同意が望ましい)
- ④道路などの公共施設と宅地の一体的な液状化対策が行われること。



○負担

- ①公共施設(道路など)の液状化対策は、復興交付金を活用し、市が負担。
- ②宅地の液状化対策は、所有者が負担。



●液状化対策事業のイメージ図

◆香取市における液状化対策事業

○検討内容

- ①液状化対策に必要な調査及び検討
- ②事業計画案の作成

○検討期間

平成 25 年 10 月までを予定

○関係住民の合意を得たら ⇒ 液状化対策工事の事業化

裏面につづく

◆香取市液状化対策検討委員会を設置しました

○委員会の設置目的と検討内容について

東日本大震災からの復旧復興を目的とした香取市液状化対策事業計画の策定に必要となる事項について、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を計画に反映させることを目的とします。昨年の東北地方太平洋沖地震により液状化被害を受けた地区における地盤調査手法の検討及び調査結果の解析、住民の意向調査、対策工法の検討および液状化対策事業計画の作成を実施します。

○第 1 回委員会の概要

第 1 回委員会では、委員会の目的の確認や、右図に示す検討対象区域について、被災状況の確認と、今後の検討方針について審議しました。審議内容を以下に示します。



- (1) 液状化対策検討委員会について
- (2) 委員長、副委員長の選出
- (3) 検討概要
- (4) 地区の概況
- (5) 現地建物被害調査について
- (6) 追加地質調査について

詳細については、香取市のホームページ→東日本大震災関連情報→液状化対策に掲載しております。

◆今後の検討スケジュール

以下のように、液状化対策工法の検討を行います。検討内容については、委員会において審議されます。

| 項目 | 平成24年度 | | | | | | 平成25年度 | | | | | | 平成26年度 | 平成27年度 | | | |
|------------|--------|----|----|-----|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|----|----|
| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | | | 7月 | 8月 | 9月 |
| ①全体計画の策定 | ■ | ■ | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②地区の情報整理 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | | | |
| ③ボーリング調査 | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | | | | | | | |
| ④液状化の検証 | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | |
| ⑤再液状化の診断 | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | |
| ⑥モデル地区の選定 | | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | | | | | |
| ⑦液状化対策工法検討 | | | | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| 液状化対策事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | ▶ |

<問い合わせ> 香取市 建設部 都市整備課 市街地整備班
0478-50-1232